

【重要】川北町暴力団排除条例施行に伴う取扱いについて

更新日：平成 25 年 1 月 17 日

平成 24 年 6 月より川北町暴力団排除条例が施行されました。

本条例では、町が行う事業により、暴力団を利することがないように、町が実施する入札に暴力団員等を参加させない等の必要な措置を講ずるよう努めることとなっています。

これにより、平成 25・26 年度川北町競争入札参加資格審査申請では、確認のため、新たに役員名簿と誓約書を提出していただくこととします。